

制定 平成 29 年 9 月 19 日
改正 令和 4 年 11 月 25 日

埼玉県地域両立支援推進チーム規約

1 目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援のため、地域の関係機関及び関係者によるネットワークを構築し、連携した取組を行うことによって両立支援の促進を図ることを目的とする。

2 名称

名称は「埼玉県地域両立支援推進チーム」とする。

3 構成

構成員は、別添「埼玉県地域両立支援推進チーム構成員名簿」に記載のものとする。
なお、構成員は、埼玉県地域両立支援推進チームおよび関係機関の意見等を踏まえ、
変更することができる。

4 会議の開催

令和 8 年までの間、原則として毎年 1 回開催する。

5 実施内容

治療と仕事の両立支援を効果的に実施するため、下記の取組を行う。

- (1) 両立支援に係る参考者の属する各機関における取組の実施状況の共有
- (2) 各機関の取組に係る連携（相互の周知協力等）
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先の共有および周知
- (4) 地域における両立支援コーディネーターの周知・活動の支援
- (5) 埼玉地域における企業向け及び患者（労働者）向けパンフレットの作成
- (6) 両立支援ガイドライン・病気休暇制度や地域版パンフレットを活用した両立支援の周知・啓発
- (7) 埼玉県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (8) その他、必要に応じ埼玉県内独自の周知・啓発のための事業の実施、イベントの企画・開催

6 事務局は、埼玉労働局労働基準部健康安全課に置き、運営に係る連絡調整等必要な事務を行う。

7 その他

本規約は、令和 4 年 11 月 25 日から施行する。

埼玉県地域両立支援推進チーム構成員

令和6年1月17日時点

(労使機関)
 大谷 誠一
 廣澤 健一

日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長
 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事・事務局長

(医療機関)
 城谷 法子

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会

寺師 良樹
 別府 武

地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター
 患者サポートセンター 医療ソーシャルワーカー主任
 一般社団法人埼玉県医師会 常任理事(学術、産業保健担当)
 地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター
 副病院長・患者サポートセンター長

(外部支援機関)
 足川 博
 新井 やすし
 鴨田 寧子

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 副会長
 一般社団法人日本産業カウンセラー協会北関東支部 支部長
 埼玉県若年性認知症サポートセンター
 若年性認知症支援コーディネーター

近藤 明美
 松永 浩司
 滝田 信行
 宮澤 牧愛
 高荷 和久

埼玉県社会保険労務士会 特定社会保険労務士
 埼玉産業保健総合支援センター 副所長
 埼玉産業保健総合支援センター 両立支援担当専門職
 埼玉産業保健総合支援センター 産業保健専門職(保健師)
 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 アドバイザー

(行政機関)
 大石 彩可
 深野 成昭
 染谷 真紀子
 浅野 真由
 宮下 哲治
 吉川 証
 橋本 裕司
 北代 昌巳

埼玉県保健医療部疾病対策課 主事(がん対策担当)
 埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 課長
 埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 主幹(働き方・テレワーク推進担当)
 埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 主任(働き方・テレワーク推進担当)
 埼玉県福祉部地域包括ケア課 課長
 埼玉県福祉部地域包括ケア課 主幹(認知症虐待防止担当)
 埼玉県福祉部地域包括ケア課 主任(認知症虐待防止担当)
 埼玉労働局労働基準部 部長